

秋田県公報

目 次

規則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(三八・人事課)……………1

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(三九・財政課)……………1

○秋田県環境と文化のむら条例施行規則の一部を改正する規則(四〇・自然保護課)……………1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十八号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第六十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十九号

秋田県財務規則の一部を改正する規則案

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二第二十九号から第三十七号までを次のように改める。

二十九から三十七まで 削除

別表第二の二第八十三号の二の次に次の二号を加える。

八十三の三 土地掘削事業継続承認申請手数料

八十三の四 土地掘削施設の位置等の変更許可申請手数料

別表第二の二第八十四号の二中「又は動力装置」を削り、同号の次に次の九号を加える。

八十四の三 ゆう出路増掘事業継続承認申請手数料

八十四の四 ゆう出路増掘施設の位置等の変更許可申請手数料

八十四の五 動力装置許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料

八十四の六 動力装置事業継続承認申請手数料

八十四の七 温泉採取許可申請手数料

八十四の八 温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料

八十四の九 温泉採取事業継続承認申請手数料

八十四の十 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料

八十四の十一 温泉採取施設の位置等の変更許可申請手数料

別表第二の二中第八十五号の三を第八十五号の四とし、第八十五号の二の次に次の一号を加える。

八十五の三 温泉利用事業継続承認申請手数料

別表第二の二第二百四十六号を次のように改める。

二百四十六 職業能力開発校入校試験手数料

附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二の二第二十九号から第三十七号まで及び同表第二百四十六号の改正規定 公布の日

二 別表第二の二第八十四号の二の次に九号を加える改正規定(同表第八十四号の十に係る部分に限る。) 平成二十年八月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十年十月一日

秋田県環境と文化のむら条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十号

秋田県環境と文化のむら条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境と文化のむら条例施行規則(平成七年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田県鳥獣保護センターの所長(以下「所長」という。)は、特に」を「知事は、」に改める。

第三条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条第三項中「所長は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事に届け出て、」を削り、「設ける」を「設け、又は前二項に定める休業日を変更する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても環境と文化のむらを使用させることができる。

第四条の見出しを「(行為の許可の申請等)」に改め、同条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は条例第四条第一項」を削り、「様式第一号」、「を」を「様式第一号」又は「に」、「又は環境と文化のむら施設使用許可申請書(様式第三号)を所長に提出し、その許可を受けなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「所長」を「知事」に改め、「又は施設の使用」を削り、「当該行為又は使用を許可しないことができる」を「行為の許可又は当該許可に係る事項の変更の許可をしないものとする」に改める。

第五条を次のように改める。

(使用の許可の申請等)

第五条 条例第四条第一項の規定により許可を受けようとする者は、環境と文化のむら施設使用許可申請書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の使用の許可について準用する。

第六条中「所長が知事の承認を得て」を「知事が」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の環境と文化のむらの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第六条 条例第六条の規定により環境と文化のむらの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の環境と文化のむらの使用時間及び休業日は、

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間並びに第三条第一項及び第二項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並び

